# 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木) 午前9時56分~午後0時40分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川、大島 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説 明 者 山口経済部長、青栁産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務 局長、生方観光交流課長

山田都市建設部長、渡邉都市計画課長

- 6 傍 聴 者 上毛新聞社記者 1名
- 7 傍 聴 議 員 金子、髙山、小野塚 各議員
- 8 事 務 局 原事務局長、倉澤主査
- 9 議 事 (1)議案審査
  - (2)経済部各課の所管・調査事項報告
  - (3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
  - (4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
  - (5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

#### 10 会議の概要

### (1) 議案審査

○委員長 それでは、次第3の(1)、議案審査に入る。議案第47号 沼田市勤労者団体シェアスペース条例の制定について、当局からの説明を求める。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、議案第47号 沼田市勤労者団体シェアスペース条例の制定 についてであるが、勤労者の福祉の増進に資するため、市内勤労者団体の活動の場として、 テラス沼田に設置する、勤労者団体シェアスペースについて条例を制定するものである。

主な制定内容はシェアスペースの使用できない日、使用時間、使用の許可や制限等、使 用料などを規定するものである。

なお、附則第3項において、沼田市勤労者会館の設置及び管理に関する条例を廃止する ものである。

お手元に配付した資料、沼田市勤労者団体シェアスペース概要をもとに、少し詳しく説明させていただく。

まず、1の施設概要であるが、本施設の設置場所は、テラス沼田6階、北エレベーター側である。同じフロアには、産業振興課所管の創業支援センターのほか、社会福祉協議会などが入居しているテナントがある。フロアマップに赤文字で、シェアスペースと記載している場所になる。現在、県の労働政策課の委託事業者が入居し、群馬県若者就職支援センター北毛サテライト、通称ジョブカフェぐんまを運営しているテナント用スペースについて、6月末の退去が予定されているため、同区画に設置するもので、面積は、28.42平方メートルである。

3の開設予定日は、条例の施行日の7月1日からとなっている。

4の開館日・時間であるが、12月29日から1月3日までの年末年始を除く毎日、午前9時から午後9時までである。

5の使用料は、条例別表で規定しているが、4時間以内が220円、日額550円。別表備考欄で、勤労者団体以外が使用するときは、2倍の額とする旨定めている。

- 6の使用方法等については、施行規則において、詳細を定めているが、(1)の使用団体登録について、であるが、使用する勤労者団体は、事前に団体登録が必要である。
- (2)の使用許可申請についてであるが、使用する日の3か月前の日の属する月の1日から、産業振興課で申請を受け付ける。例えば、11月に使用したい場合は、8月1日から申請受付開始となる。

勤労者会館の廃止が予定されている中、本条例制定により、市内勤労者団体が共用で使用できる施設として、活用してまいりたいと考えている。

沼田市勤労者団体シェアスペース条例の制定についての説明は、以上である。よろしく お願いしたい。

- ○委員長 説明が終わった。委員の皆さんから質疑を受けたいと思う。井之川委員。
- 〇井之川委員 この問題は、委員会としては、条例制定に向けていろいろ労働団体との話し合いをやられている時に方向性について委員会で報告をしていただいたので、詳細については、いろいろ委員会としては聞いているが、条例の審査ということで伺いたい。勤労者会館を廃止するということで、そこに2団体入っていたが、連合のほうは元々事務所が渋川にあって、そちらに移ったという話で、大変なのは利根労会議という団体で、過去からのいろいろな事情があって、沼田公園にあった教育会館、そこに前は事務所があったが、それが市の都合で移転してくれということで、勤労者会館に移転したという経過を聞いている。その労働団体としては、自分たちが専用で使える事務所を何とか確保してほしいというような、当然今までの流れからするとそういう要求があったが、当局との話し合いでここに行き着いたのかな、と想像ができるが、その辺の労働団体との協議は、最終的には妥結点みたいなところになって、今回の提案になったと、そういう理解でいいのか、最初に伺いたい。
- ○委員長 ただいま傍聴の申し出があったので、許可する。

(傍聴者入場)

- ○委員長 それでは産業振興課長。
- ○産業振興課長 委員から説明いただいたとおり、勤労者会館には2団体が入居していた。1団体は連合群馬北部地域協議会であった。こちらの団体については、令和2年度末に退去している。それでお話があったが、渋川の事務所に統合され、そちらを拠点にして活動されている。もう1団体であるが、利根沼田労働組合会議について、元々沼田公園の教育記念館を使用していた団体で、市の公園整備の都合で勤労者会館に移転していただいたという経過があり、さらに勤労者会館を取り壊す予定となり、移転先を巡って協議を重ねていた。団体の要望としては、団体専用の事務所が欲しいということであったが、市の公共施設等総合管理計画の方針として、なかなか代替施設として提示できるものがないというようなところで協議をしていたが、今回の勤労者団体シェアスペースについて、共用の施設ではあるが、提案をし、おおむね了解をしていただいている。細かい使い方についてはしっかり説明をしながら進めていくが、共用ということで、当該団体には了承いただいているところである。
- ○井之川委員 その点は分かった。それで細かいところはこれから、という点もあるとい

うことであるが、何十年か経っているから、市の方針も前と違って、今の市政の状況の中で、要求どおりする、というようなことはできなかったというように理解しているが、そういった中でもかなり当局としては努力をしていただいた。それで、その努力の内容を皆さん知っていた方がよいのかなと思うので、その利根労会議との協議というか、交渉みたいなものは、何十回かやられたと思う。それなりに当局は相当努力してきたと思うので、どのくらいの回数をこなしてきたのか、ということと、かなりその沼田市の公共施設の総合管理計画というのが、2年前からか、進めてきた中で、ここまで当局のほうで、そういう団体との協議を努力されたということで、使用の仕方とか金額も、それぞれ一定の協議をされてきたと思うが、今回の条例の内容、使用料とか使用時間とか、そういうことについても、まあ細かいところはこれからと今お話にあったが、今回の条例に表されている条件については、労働団体の方でも了解をしていると理解していいのか、その2点をお願いしたいと思う。

○産業振興課長 まず1点目であるが、利根沼田労働組合会議との協議経過であるが、発端は令和2年3月になるが、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、建物を解体する予定があるという中で、退去をお願いするという、最初に話に行ったのが3月12日であった。そこから14回、細かい事務レベルの協議も含めて、令和3年度までに協議をしてまいった。市長との協議を行った経過もある。そのような中で、2点目であるが、条例の内容とその施行規則の文章そのものを提示するということではないが、例えば、開館日であるとか、利用できる時間、利用方法、また、使用料についても案として示させていただいた。条例、施行規則に定める詳細を示した上で、勤労者団体シェアスペースの内容については理解いただいたと認識している。

〇井之川委員 分かった。当局も労働団体も、かなり努力をして14回に渡る協議を重ねてきて、妥結点を探ってきたということで、御苦労様でしたといいたいところであるが、この条例自体は、その団体だけではなくて、これからは市内労働団体の活動のために大いに役に立つということが必要になってくると思うので、その辺の活用方法、当局としては大いに活用してもらうための周知とか、活用の仕方というか、あまり使っていない時間なんてものがないように、ぜひ大いに活用できるような方向でやっていただきたいと思う。そういう考えがあれば、最後にお聞かせ願いたいと思う。

○産業振興課長 白岩町の勤労青少年ホーム・勤労青少年体育センター・勤労者会館の3施設の解体撤去工事を令和4年度予定しており、予算計上しているところであるが、勤労者を対象とする施設が市内からなくなる中で、今回勤労者団体を対象とするシェアスペースの施設について条例案を上げさせていただいた。経過としては、ご説明のとおり、勤労者会館を利用していた団体が代わりに利用できるという位置づけもあるが、あくまで申請をいただいて使用許可に基づき利用という中で、4時間であるとか、短い時間帯の利用区分も条例の中で規定しているので、例えば、午前使って午後空いている時であるとか、空いている時間帯等もしっかりほかの団体に利用いただけるように、ホームページであるとか、様々な場面を通じて周知を図って効率的な利用に努めていきたいと思っている。

○委員長 ほかに。三ツ石副委員長。

○副委員長 今聞いたので、私の認識では、今までは事務所があったのにこれからは事務 所は置かないという認識でいいのかということと、それであれば、ほかの団体と一緒にほ かの会議室でもよいのではないかという認識がある。もう1点、ジョブカフェの後、ジョブカフェが使っていた金額と、今度の勤労者団体の金額は同じかどうかということを聞きたい。以上3点なのだが。

○産業振興課長 まず1点目であるが、事務所は置かないという方針が出た中で、テラス内のほかの会議室の利用でもいいのではないかという質疑であった。そちらに関しては、先ほどの井之川委員との質疑でもお話をさせていただいたが、勤労青少年ホーム等、勤労者を対象とする施設が廃止される中で、勤労者団体を対象とする施設を、当課として、雇用や勤労者への施策を担当する所管として、勤労者福祉の増進に資するものと考え、設置するものである。

また、ジョブカフェの金額は、財政課の所管となり、テナントであるが、平方メートル当たり月額400円のテナント料と伺っている。そこをシェアスペースと比べると、日額が550円で、1か月フルに使ったと仮定すると1万6,500円であるので、積算の異なる部分もあるので比較は難しいところであるが、ジョブカフェに比べそれほど安価ということはないと認識している。

○副委員長 勤労者団体支援と先ほど言われたが、そうすると、ほかの団体が使いづらくなるのではないかと思う。シェアスペースとして、ほかの団体でも貸してくれるということである。そうすれば。そうなると、そういって名前を付けると、名称に勤労者団体とありシェアスペースとしてほかの団体が借りづらくなるのではとお考えにならなかったのか、お伺いする。

○産業振興課長 条例の別表備考欄で使用料について定めている中で、勤労者団体以外の者が使用する時は、この表に定める使用料の2倍の額とすると定めている。勤労者団体のための施設であるので、使用料に差はつけているが、ほかの団体について門戸を閉ざすような考え方はないので、ほかの団体にも使用していただくようなことで周知はさせていただく。また、ほかの市の施設については、例えば、市民活動拠点コミュニティテラスであるとか、保健福祉センターであるとか、様々な施設それぞれの目的がある中で、当該施設については、勤労者団体シェアスペースということで位置づけてまいりたいと考えており、ほかの公共施設とは若干趣旨が異なるものと認識している。

○副委員長 万が一、ジョブカフェの後のスペースを、ほかのところで年間を通して借りたいと言った場合は、その勤労者団体がいるから借りられないという認識でよろしいのか。 それとも、その、ほかの団体に貸して、ジョブカフェの方はまたどこかに移ってもらうという認識になってしまうのか。

○産業振興課長 沼田市勤労者団体シェアスペースの設置を予定している箇所は、テラス沼田の6階であるが、現在はテナントという位置づけになっており、財政課が所管しており、ジョブカフェを運営する群馬県の労働政策課にテナント契約をして貸しているものであり、テラス沼田オープン当初から入っていただいている。今回条例を制定することにより、7月1日以降は、公の施設ということで、産業振興課所管の行政財産に変わる。そのため、本条例に基づき運営をしていくことになるので、あくまで条例に基づく使用申請に対する使用許可という形になる。であるので、例えばそこをまた1年ほかの団体が、というのは違う話になってくる。使用申請をいただいて、1日なり、4時間単位なりで使用許可をすることになる。

○委員長 ほかに。中村委員。

〇中村委員 今まで勤労者会館は2つの団体が利用していたと。それで今回シェアスペースに移るに当たって、井之川委員の質疑の中でも、2団体と大分協議をしてきたと。その2団体は、事務所に常駐したいという要望があった中で、協議をしてきて、今回のシェアスペース条例に至ったと。それでこの常駐したいという要望があった関係で、使用許可申請の中で、使用日の3か月前の日の属する月の1日から申請を受け付けると。そうすると2団体については、使用する3か月前から使用申請する中で、長期的にこのシェアスペースを借りるような状況なのかどうかがまず1点。それから、今まで2団体しか勤労者会館の利用団体はなかったが、今回は、事前に使用団体登録を行って、勤労者団体として利用すれば、4時間以内は220円、日額550円で使えるという中で、今後、事前に使用登録を行う団体の団体数を想定しているのかどうか。それから、勤労者団体以外が使用する場合は2倍の使用料をいただくという条例の中で、このシェアスペースという部屋を利用する場合に、勤労者団体以外が使用する頻度、これをどのくらい想定してこの条例を制定しているのか、その3点について伺う。

○産業振興課長 まず1点目であるが、勤労者会館を使用していた2団体が長期的に使用する予定があるのかどうかという質疑であった。想定として、まず1団体、連合群馬北部地域協議会は、現在渋川市に拠点を移している中で、沼田で会議をする頻度はそれほどないということで聞いているので、長期的に占用して利用するということはないと認識している。また、もう1団体の利根沼田労働組合会議であるが、協議の中で聞き取りをしたところ、おおむね週に3回、4回の利用になり、その中でも4時間の利用が多いというので、あらかじめ決まっている日については、3か月前からという規定に基づいての利用申請になるが、例えば、1週間全部押さえるとか、そういうような利用は想定していない。

2点目であるが、今後の登録団体であるが、特に現在問い合わせをいただいているようなケースはないが、例えば企業の労働組合であったり、また、登録団体の要件についても、勤労者なり勤労者であった者が主体として組織する団体という中で、例えばサークルのようなものでもいいと思うので、登録団体については、特に現在何団体という見込みはまだ、利用状況を見ないとなかなか予測しづらいところであるが、増えていくよう、できるだけ積極的な利用をお願いしていきたいと考えている。

もう1点であるが、勤労者団体以外が利用する頻度であるが、それも利用状況を見ながらという形になるので、状況を見てであるが、ただ、本来の目的である勤労者団体の利用よりもほかの団体が多くなってしまうと、条例の趣旨に照らしてどうなのかというところもあるので、その辺りは利用状況を見ながら調整していきたいと考えている。

○中村委員 連合群馬の方は渋川に移転して事務所的に利用する考えはないと。利根沼田 労働組合会議は、週3回か4回、4時間を利用するようなことで確認されているというこ ととなると、結構、使う頻度が多いと思う。それで先ほど自分が考えたのが、このシェア スペースが、条例を制定した後にあまり使われていない状況で、空いている日が多いとい うのではちょっと困る形になるかなと思い、質疑をさせていただいた。この利根沼田労働 組合会議が週3回から4回、4時間利用するということになると、結構利用されるのだな、 と思った。そこで勤労者団体以外が利用する場合、2倍の使用料という形であるが、この 条例の中で、勤労者または勤労者団体がここにうたってあるが、勤労者や勤労者団体に見 合うような団体については、あまり厳しいハードルを設けないで、利根沼田労働組合会議が使っていないような状況の中では、空いているところについては、極力利用していただけるような考えがあればお聞かせ願いたい。

○産業振興課長 委員のおっしゃるとおりであり、勤労者・勤労者団体に見合う団体で登録をいただいた団体には、空いている時間について積極的に利用していただいて、施設が勤労者福祉のために有効に使われるよう努めてまいりたいと考える。

○中村委員 せっかく、今回この勤労者会館取り壊しに伴って、勤労者団体シェアスペースの利用についての条例が制定されたので、利用団体の拡大に向けて、積極的にこのシェアスペースが利用されるような周知・広報の施策で、推進を行っていただきたいと思う。 答弁は結構である。

○委員長 ほかに。大島委員。

○大島委員 今皆さんの質疑で大体分かったが、この利根沼田労働組合会議はどのような メンバーがいるのか。それが1点。結局沼田には結構、先ほども話があったが、会社で組 合があるところもあるし、そういう人たちが入っているのか。例えば、違う、ある団体の、 色がついている団体の人が集まっているのか、その辺もちょっと確認したかった。それと、 やはり、県が撤退したから、たまたまうまくこのシェアスペースのところに入れるという 考えだったのか。もしこれが、県がまだ撤退しなかったら、どこかに持って行くつもりで いたのか、そのために何回も会議をしたのだから、県が撤退することをあらかじめ分かっ ていたのか、確認したい。それと、先ほど中村委員の言うように、4時間でやって、週そ れだけ使うと、ほかの団体が入れないような気もする。どういう、仕分けというか、先ほ どサークルみたいなもので使ってもいいと。それでこれ、他の人、沼田市民はあまり知ら ないのではないか。勤労者の団体は。このようなものを広報にも出すと、では俺なんかも 利用するか、と混乱してしまうのではないかと思うので、あえてそこの団体の……。独占 とは言わないけれども、半分独占になってしまうから、そういうのなら最初から、皆さん 利用できますよという形にして、下の階にいっぱい会議室があるから、そういうところを 利用しないと、ある程度考えていくと、そこの団体だけになってしまって……。それで今 まで下の勤労者会館の時、連合群馬と利根沼田労働組合会議が、どのくらい利用していた のか、両方で。それも調べてあるよね。それも聞きたい。お願いする。

○産業振興課長 まず利根沼田労働組合会議の構成であるが、教職員であるとか、また利根保健生協の組合であるとか、あとはその退職者の組合等の集合体で、会員は令和3年度で485人いる組織である。次に、シェアスペースについて、6階のジョブカフェぐんまの入っていたテナントの後に設置した経過であるが、令和2年度、令和3年度に渡る協議の中で、公共施設の中でどこか移転先がないかと探している経過の中で、昨年の12月くらいに県の労働政策課から撤退の話をいただいて、ではそちらを勤労者団体の共用スペースとして設置していこうという流れになったものである。3点目であるが、勤労者会館の使用頻度であるが、勤労者会館については、1階が87平方メートルあるが、そちらに連合群馬北部地域協議会が入っていた。2階の57平方メートルを利根沼田労働組合会議が使用しており、利根沼田労働組合会議については現在も利用しているが、年間の使用許可申請で使用許可を出しているので1年を通じて事務所として使用している形であったので、使用頻度というのは毎日に近かったと思うが、連合群馬は専従の事務員を置いていた経過

もあるので、過去にはかなりの頻度で使っていたと思われる。そうした利用方法と今回の シェアスペースに関しては、組み立てが違う中で、あくまで使う日に申請をいただいて許 可をするという形で、ほかの団体との共用を図っていきたいと考えている。

○大島委員 そうすると、下だというと、壊す予定の場所、87平方メートルを連合群馬 が使っていて、57平方メートルを利根沼田労働組合会議が使っていたと。ほかの団体は、 受け入れていなかったということでよいのか。それが1点目。それと当時これだけの広さ のところ、公の施設を貸していたということは、今回、広さが半分くらいになってしまう。 それでどうにか間に合ったのかどうか。それならば今まで下で使っていたのをほかの団体 とかに……。もう過去だからいいが。そういうところ配慮が足らなかったのではないかと いうこと。それと今回、ある議員がこの間、大分質疑をしたが、やはり内容がその、場所 が明記されていないし、それは、番地はあったかもしれないが、テラス沼田と書いていな いし、料金設定の方も、いくらと今日これを見れば安くはしてあるけれど、公の施設の割 には沼田全体、ほかの団体もそのくらいにしてしまっていいのではないかと。この2団体 以外に今回の場合は。公の施設と言っているのだから。ほかのいろいろな団体だって利用 する時、安くしたっていいのではないかという話になる。同じ勤労者の団体として。だか らここだけ優遇されているという言い方はおかしいけれど、ちょっと何か、納得しないの だけれど、今後そういうことが……。絶対これ広報か何かに出せば、俺なんかも申し込む、 申し込むと、絶対増えてくると思う。それを心配しているが、それについても確認したい。 ○産業振興課長 ます1点目であるが、勤労者会館であるが、昭和63年に建設された建 物であり、当時、利根地区労働組合協議会、連合の前身になると思うが、からの建設要望 を受け、建設されたものであるが、背景としては、各市に労使会館という、労働組合のた めの拠点的なもの、会館が建設される経過を受けて、当時、検討委員会を設置し、建設に 至ったという中で、労働組合を連合した組織である2団体に、1階と2階を年間を通じて 使用許可して常時使用していただくことにより、勤労者福祉の充実が図られていた。ほか の勤労者団体に関しては、勤労青少年ホームであるとか、勤労青少年体育センターの利用 はあったが、勤労者会館については、そういった経過を踏まえてこの2団体の使用であっ た。2点目であるが、面積であるが、28.42平方メートルということで、現在利根沼 田労働組合会議が使用している2階の57平方メートルから見て半分近くになってしまう が、面積については、団体にも説明して、了解をいただいているところである。

条例の内容であるとか、料金設定の関係、ほかの団体が増えてきたらどうしたらいいかということであるが、ホームページ等には載せて行く予定はであるが、使用許可については、 先着順で考えてはいるが、状況を見ながら、本来の目的である勤労者の福祉が図られるよ うには努めてまいりたいと考えているので、その調整は必要になってくるかなと思うが、 しっかり周知をしてはまいりたいと考えている。

○大島委員 おそらくこれ、多く申込に来たりすると思うが、経済部長が来ているから、 部長はどういう考えか。

○経済部長 先ほど各委員から質問があったり、所管課長からお答えしたとおりであるが、 今まであった勤労者団体の使えるスペースがなくなってしまう、というところでほかの市 町村、県内各市は勤労者福祉会館というようなもの、立派な建物を持っているところがい くつかある。そうなると、沼田だけないのか、というところがあるかと思うので、それを 引き続き勤労者がある程度優先して使える施設ということで、今回これを設けるわけであ るが、大島委員の心配されていた、週3から4回使うとほぼ占有ではないか、ということ があったが、使える時間は朝9時から夜9時までで、大きく区分けして、日に3コマある わけである。それが7日間ずっと使えるわけで、1週間21コマあると。そうなると、そ のうちの3から4しか使わないとなると、21分の3か4であるから、残りの21分の1 7や18は、その他の団体が十分予約を取れる状況にあるのだろうというところにあるし、 そうなると、一般の労働者の団体が、自分の会社にそういう、会議をしたりする事務所が なくて使いたい、というのがどのくらいあるかというのは分かりかねるが、そういうとこ ろがお使いいただける場所にもなるのだろうなと。それでも、大きく分けて21コマある と、まだ空いている時間帯もあるだろうというところからすると、例えば、財政課で会議 室等を一般に貸し出しているが、そういうところで、どうしてもこの会議をやりたいけれ ど、この建物の中でどこかないか、という時は、ここを紹介いただくということもできる かなと思うし、先ほど中村委員の質疑にもあったが、使用頻度を上げて、活発に使うのが いいだろう、ということなので、なるべく一般の、勤労者以外の方が使いたいというとき には、そこを提供できるような、準備として、このような条例となっている。確かに倍額 となっているが、一般の会議室等から比較しても、それほど高額な金額にはならないので、 一般の団体にも使いやすい施設になるのではないか、と考えている。

- ○大島委員 休憩願う。
- ○委員長 休憩する。

午前10:45~10:45

- ○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 ほかに。井上委員。
- ○井上委員 皆さんの質疑でよく分かり、基本的には勤労者会館から移行するので、その団体が納得しているということなので、シェアスペースとすることには問題ないと思うが、細かいところでいくつか聞かせていただきたい。先ほど課長から先着順で使えるという話が出ていたが、この条例の中で、勤労者団体、登録してある団体と、一般的な勤労者団体以外の団体で、差別化されている部分は金額面だけで、ほかに勤労者団体が優先的に使える、とかいうことがないのかどうか、確認させていただきたい。あと、第8条のところで、専ら営利を目的として使用すると認められるときは借りられないということになっているが、勤労者団体が使う以上、営利に結びつくのではないかと思うが、これは、会議室を使う時にその中で商売をしない、という捉え方でいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思う。また、同じ第8条のところで、政治活動に使用するおそれがあるときは認められないということがあるが、勤労者団体が使うということは、やはり特定の政党を応援したり、特定の政治家を応援したりということで、そういった会議に使われるおそれもあるのではないかと思うが、そういうものをどう考えているのか。それと第11条で、市長が必要と認めるときには減額・免除することができるとなっているが、その辺は、どういうところを想定されているのか、お聞きしたいと思う。

○産業振興課長 1点目であるが、勤労者団体とほかの団体との差別化している部分であるが、条例の別表備考のところで金額には差を付けているが、特に使用申請に関しては、 勤労者団体の優先使用という規定は設けていない。施行規則の中でも、3か月前から申請 ができるという中で、特に勤労者団体が先にというような差は定めていないところではあるが、勤労者福祉の趣旨が損なわれないよう、利用状況等を見ながら、進めていきたいと考えている。2点目であるが、条例の第8条第2号、専ら営利を目的として使用すると認められるとき、というところであるが、おっしゃるとおりであり、会議室を利用する時に営利活動をする場合には利用できないというものと認識している。3点目の、同じ第8条の第4号であるが、政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるときに許可をしないケースであるが、この政治活動の中で使用の制限を受けるものとして考えられるのは、政治用の主義を推進し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものを制限するもので、具体的には、政党への入会の案内であるとか、寄附を集めるような行為、選挙活動などについては使用ができないものと認識している。4点目であるが、使用料の減免規定の中で、市長が必要と認めるときはシェアスペースの使用料を減免し又は免除することができるということで、これは、ケースごとに検討するものであると認識しているが、例えば、公的な事業、行政が行うような事業であるとか、公共的な催しで使うようなことがあった場合であるとか、そのようなときは、市のほかの施設の例に則って減免なり免除なりを検討する必要があると考えている。

〇井上委員 課長が言われたとおり、勤労者団体の福祉に資するための条例であるので、広く一般の方に使ってもらいたいのはもちろんであるが、やはりそこが損なわれるのは問題であるので、勤労者団体とほかの団体で、優先とはこの条例の中でなっていないが、ほかの施設であると、登録団体は早めに申請できるとかがあったりするので、運用状況を見ながらという話であったが、そこはしっかりやっていただければと思う。それで、営利目的のところは分かった。政治活動のところで、やはり選挙活動の中には、微妙なラインだと思うが、入会・寄附・選挙活動に使用することが主に想定されているということであるが、ほかの施設でも同じであるが、チェックする方法というのは、基本的にないと思う。申請時にそういう名前で申請してくれば、それは使えません、ということになるが、通常の会議で申請されて、中身は違うとどうにもならないと思うが、その辺についてはどう考えているか伺いたいと思う。それで、第11条のほうは分かった。1点聞き忘れてしまったが、今回の補正で、使用料で6万7、000円が計上されているが、内訳がどのようになっているか、伺いたいと思う。

○産業振興課長 まず、政治活動についての制限する場合のチェック方法であるが、使用申請書の中で使用目的を書いていただく欄があるので、そちらを確認するしか、おっしゃるとおり、なかなかチェックというのは難しいところではあるが、同じ建物の中に施設があるので、使用状況を見て、使用目的に反した使用がないかどうかについては、しっかりチェックをしてまいりたいと考えている。また、使用料の内訳であるが、使用料予算について6万7,000円を計上している。内訳としては、月額の現在の予算の積算の使用料として、4時間以内の使用を14回、全日の利用を8回で見込んで、220円掛ける14回で、7月からなので9か月となる。それで、4時間の利用は、2万7,720円。全日の利用が、550円掛ける8回掛ける9か月で3万9,600円。合わせて6万7,320円の積算となっている。

〇井上委員 条例の中身については了解した。6万7,000円の内訳が、大分使う頻度 が高いような気がするが、なるべく使ってもらいたいという表れだと思うのだが、ちょっ と見積もりが正直甘いような、いきなり使い始めて9か月でこれほど使わないよな、という気もするが、その辺、使ってもらいたいのであれば、広くしっかりと周知していただきたいし、その中でも、しっかりと勤労者団体の優先使用というのも考えていただきたいと思うので、最後その辺、伺いたいと思う。

○産業振興課長 予算の積算については、7月からフルに使っていただくようなところで 積算をさせていただいたが、状況を見ながら、今後予算の見直し等も考えていきたいと思 う。また、指摘いただいたように、広くしっかり使っていただくようにということと、勤 労者福祉の目的に反しないようにというところをしっかり、注意しながら、施設を設置し てまいりたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

○委員長 ほかに。

ちょっと1点いいか。

- ○副委員長 はい。委員長。
- ○委員長 1点だけ伺う。勤労者団体シェアスペースという、条例を制定してまで、この 部屋を貸すということであるが、予約が3か月前からと。それで、先にほかの団体から申込があった場合には、結局そちらになってしまうのではないかなと。先に予約した方が優先というようなことをおっしゃっていたので。勤労者団体シェアスペースという条例を制定してやるのであれば、3か月プラス1週間くらい、この勤労者のほうを受付したらどうかと思うが、その辺は検討されたのかどうか、伺いたい。
- ○産業振興課長 勤労者団体について、1週間くらい前倒しで、ほかの施設がやっているような形で、登録団体は早く申請ができるとか、そういったことであるが、こちらに関しては、私の考えが甘いところがあったかと思うので、例えば、そういった手法も含め、使用方法について、条例の目的に合致するような運用ができるような形で検討させていただきたいと考える。
- ○委員長 下の勤労者会館、そこを撤去するに当たってこちらに移転してもらう、という 形であったので、そのくらいの猶予というか、設けた方が。ほかの団体に先に予約をされ てしまって、取りたかったときに取れなかったとか、そういったトラブルがないようにす るためにも、優遇措置というか、そういったものを検討してもらいたいという思いがある が、その点もう一度お願いしたい。
- ○産業振興課長 施設の利用について、様々な団体に利用していただいて、効率的な運用に努めてまいりたいという中で、勤労者団体とほかの団体とについて、料金設定では差を設けたが、申請の段階で差を設けていなかったというところに関しては、今いただいた意見を受けて、規則の方の規定になるが、実際の使用状況を見ながら、再検討させていただきたいと思う。そしてその経過については、状況を見て随時報告させていただく。
- ○委員長 ほかに。

よろしいか。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で質疑を終了する。

それでは、本件に関して、委員の皆さんの意見を取りまとめる。 まず、中村委員。

- ○中村委員 可決でよろしいかと思う。
- ○委員長 次に、井上委員。

- ○井上委員 気になるところはあったが、可決でよいと思う。
- ○委員長 井之川委員。
- ○井之川委員 当局に一所懸命努力をしてもらいここまで来たということで、可決でお願いする。
- 〇委員長 大島委員。
- ○大島委員 内容的にもいろいろ問題はあるが、皆さんそういうことなので、可決、というかな。
- ○委員長 副委員長。
- ○副委員長 可決で。
- ○委員長 ただいまの意見であるが、全会一致で可決すべきものと決したので、本委員会 としては、本件について可決すべきものとし、委員長報告としては、そのような形で報告 したいと思うので、よろしくお願いする。

以上で議案第47号の審査を終了する。本日の審査結果についての委員長報告は、常任 委員会終了後に確認をしたいと思う。常任委員会終了後に、事務局で作った委員長報告を 皆さんに確認いただきたいと思うので、またよろしくお願いする。

休憩する。

午前11:00~11:04

### (2) 経済部各課の所管・調査事項報告

### ア 産業振興課

- 所管・調査事項報告
- ○委員長 会議を再開する。

続いて、次第3の(2)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。最初に、産業振興 課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。青栁産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

所管・調査事項報告の1ページを御覧いただきたい。報告事項1の新規学卒就職者研修 会について、報告する。

令和4年3月に、高等学校、大学、専門学校等を卒業して利根沼田地区の事業所に就職した人を対象に、7月12日にWaltzホールにて研修会を開催するものである。本事業は、令和元年度までは、新規学卒者激励親睦のつどいとして、食事の時間を挟んで開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止であった。今年度は、令和3年度と同様に、研修会のみの縮小開催で行うこととし、現在、企業を通じて参加者を募集している。

産業振興課の所管・調査事項の報告については、以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。報告事項について質疑を受けたいと思う。

よろしいか。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で産業振興課を終了する。

#### イ農林課

• 所管 • 調查事項報告

- ○委員長 続いて、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。大竹 農林課長。
- ○農林課長 農林課の所管事項報告について説明させていただく。

ぬまたブランド農産物の募集についてであるが、令和4年度も例年同様に6月1日より 募集を実施している。

また、今まで認証されたブランド農産物も含め、広く市民に知っていただくために市のホームページ等の掲載により周知をしている。

令和4年4月1日現在において、延べ認証数は84品目で、現在の認証産品数としては67品となっている。

これらを含め6次産業化の推進及び農産物ブランド化の支援を引き続き行ってまいりた いと考えている。

次に、前回の委員会において、意見交換のあった事項について調査報告をさせていただく。

農業用ため池の管理状況についてであるが、令和4年3月31日現在、データベースに登録されている群馬県の農業用ため池は現在490か所あり、このうち下流域に居住地域を広く有し、被災した場合周辺地域に深刻な被害が及ぶことが懸念される農業用ため池は防災重点ため池に指定しており、群馬県内には194か所が指定されている。

群馬県のデータベースに登録されている沼田市内の農業用ため池としては、14か所であり、そのうち防災重点ため池は7か所となっている。

防災重点ため池に指定された農業用ため池については、ため池ハザードマップを作成し、 地元への周知、また、沼田市のホームページでも公開している。

防災重点ため池の点検等については、毎年群馬県と現地を立ち会いし、安全確認等を実施している。

市内全ての農業用ため池においては、緊急時の連絡体制についても毎年確認及び更新等を行っており、緊急時の対応について地元組織へ周知している。

また、設置、または改修より年数を経た防災重点ため池を対象に、昨年度から劣化状況 評価のための点検調査を始めており、今年度においても2施設で実施を予定している。

対象となるため池の各種設備等の劣化の状態を明瞭にすることで、修繕や改修を含めた 将来的な施設の適正管理、また、これらの方針が策定できる。

今後においては、国・県と情報共有を図り、地元関係者と連携を密にすることで、農業 用ため池の円滑な維持管理を行ってまいりたいと考えている。

以上、農林課の報告とさせていただく。よろしくお願いしたい。

○委員長 報告及び説明が終わった。まず報告事項、ぬまたブランド農産物の募集について委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。

よろしいか。(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、調査事項報告、農業用ため池の管理状況について委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。中村委員。

○中村委員 沼田市内に14か所あると。防災重点ため池は7か所。老朽化、劣化等により改修も行っているのだと、課長の報告にあったが、この老朽化や劣化、相当年数が経っているので、老朽化されていると思うのだが、これらの確認というのは、主に目視のみで

やっているのかどうか。まずそれが1点。それから、今回やるのが2か所という報告であるが、地元への被害の想定等の説明会は行っているのかが2点目。それから、白沢の一番下の、高平、相沢貯水池。これについては、大分土というか、堆積していると思う。下に。これらの状況をどのように考えているのか。それから、椎坂トンネルの手前の生枝の貯水池については、以前漏水等が確認されているかと思うが、これらの対応について検討されているのか。以上よろしくお願いする。

〇農林課長 1点目として、点検等は目視のみなのか、であるが、毎年行っている群馬県との共同での点検は、現地を調査し、歩いて目視。それと全部のため池についての体制においては、市役所の職員で目視のみの点検となっている。2点目の、影響があるかどうか等の地元への説明会についてであるが、防災重点ため池になったため池のハザードマップ作成後に、地元の役員の方にはハザードマップを渡して周知をさせていただいたが、基本的には、全体的な説明会というのは開いていない。3点目の相沢貯水池についてであるが、令和2年度の繰越事業であるが、令和3年度において、劣化状況調査を行っており、その中で堆積状況も確認している。今後は、令和3年度の劣化状況調査で、沼田西部第2号貯水池と相沢貯水池の2か所をやったが、両方とも防災工事が必要という判断が出ているので、今後、国・県と連携・情報共有を図りながら防災工事を含め、進めていきたいと考えている。それと、4点目の生枝第2、椎坂トンネル手前の左側のため池であるが、委員がおっしゃったように、漏水がもう大分前から、私の方も確認しており、こちらについては、今年度劣化状況調査をやる予定でいるので、その中でまた対策を含め検討していきたいと考えている。

○中村委員 老朽化による劣化状況確認、県と市で両方やっていると。ぜひこの辺の監視をよろしくお願いしたいと思う。それから、地元への被害説明関係については役員さんにお願いをしているということであるが、今後、もしチラシ等を配布し案内、お知らせ等ができるようであったら、その関係地区については知らせていただければありがたいと思う。それから高平のため池については、防災工事が必要だと。これは、管理している方が、確か5人、6人くらいしかいない。そこで取水したり開門したりするところで、水の中に入って管理するようなことがあるので、その辺の開閉・開門についても、この防災工事が必要で施工する際に検討していただければありがたいと思う。それから、生枝の漏水関係については、今年度。令和3年度調査で今年度か……。

- ○農林課長 国の予算の繰越しがかかっているので令和4年度、今年度に調査となる。
- ○中村委員 よろしくお願いする。以上である。
- 〇農林課長 1点目の地元周知については、住民へ最低でも回覧等で周知させていただきたいと考えている。

それと相沢貯水池については、管理方法について、今後改修方法も含めて協議していく中で、地元も入っていただいて、一緒に改修ができればいいなと思っている。それと生枝については、今年度やる予定であるので、その辺も含めて、注意してやっていきたいと思う。

○中村委員 ぜひ対応方よろしくお願いしたい。また、最後に、生枝第1貯水池というのか、これ自然人となっているが、これは確かパラグライダーが着陸する、少し北側にある貯水池かなと。擁壁とかコンクリート壁が何もなくて、タンクに一つ、土で、土間で建て

て、穴にただ、池に水がたまっているだけである。こういう自然のため池が14か所のうち4か所あるが、今後これらの管理についても何らかの検討はされているのか、最後に伺う。

- ○農林課長 自然池の管理の状況であるが、基本は地元組織に管理をお願いしている状況であり、防災重点ため池で含まれている部分ではないので、目視での点検のみしか今のところ考えていないが、地元と協議しながら、重要な部分が出てくるようであれば検討していきたいと思うので、よろしくお願いしたい。
- ○委員長 ほかに。それではよいか。
- ○副委員長 はい。委員長。
- ○委員長 沼田西部1号、2号を調査したと思うが、沼田西部1号は、相沢貯水池と同じく、やはり上から入ってくる土砂が、半分とまではいかないが、それに近いくらい入ってきて堆積していると思う。それは確認されていると思うが、その入ってくる手前であるが、沈砂池みたいな、そういった桝ができればそこで土が毎年取れるので、こんなにたまらないということであったので、もし改修することがあれば、そういった取り口のところに沈砂池を設けるようなことも検討していただきたいと思う。また、沼田西部2号であるが、これはほとんど、8割くらい水がなくて、大体2割くらいしかたまっていないが、これもかなり漏水していて、今回補修に入るということなので、どのように対応していくのか、お聞かせ願えればと思う。
- ○農林課長 沼田西部 1 号貯水池についてであるが、私も技師時代に何回か災害で修繕をかけたことがあり、確かに上流の山林の方から土砂が流れてくるのは確認している。沈砂池等の設置については、今後状況を見ながら、また地元と協議しながら、地元の要望に添うような対応をしていきたい、検討していきたいと思っている。それと、沼田西部 2 号貯水池については、元々、何年か前から地元の方から漏水の話は聞いており、2年くらい前に漏水の調査と漏水を止めるちょっとした修繕はやらせてもらって、たまるようにはなったとは聞いている。ただ、沼田西部 2 号貯水池は、令和 3 年度に点検・劣化調査を行い、こちらについても改修工事が必要という判断が出たので、国庫補助事業を活用して、今後県と協議しながら進めていきたいと考えている。
- ○委員長 先ほど中村委員からも言われたように、今後、開閉のバルブであるか、水がたまると水の中に入ってやるような感じになるので、水の中に入らなくてもできるように、もし改修するのであればそういったことも講じてもらえればと思うので、よろしくお願いする。答弁は結構である。
- ○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり) よろしいか。

なければ以上で、農林課を終了する。

#### ウ 観光交流課

### 所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。生 方観光交流課長。 〇観光交流課長 観光交流課の報告事項であるが、5ページとなる。別添6ページの資料のとおり、本年度も玉原ラベンダーパークが、7月9日(土)から8月21日(日)の44日間の予定で開園をする。それに当たり、安全祈願祭が、7月7日(木)に関係者により開催される。報告事項については以上である。

次に調査事項、上之町歴史的建造物群の観光活用についてである。別添資料であるが広報掲載記事及び都市計画課からの提供資料を添付させていただいた。現在、都市建設部が実施している、中心市街地土地区画整理事業の2街区において、歴史文化ゾーンとして大正ロマンエリアに文化財施設を集約し、常時にぎわいのある集客施設を目指して整備が進んでいるところであり、現在文化財保護課により旧久米邸洋館の建設が行われているところである。

当エリアの観光活用については、現在、観光協会に業務委託をしている周遊バス事業では、「上州沼田食べ歩きチケット」での文化財施設の見学が可能となっているほか、観光協会自主事業である「沼田×女子大生プロジェクト」による大正ロマンエリアを中心に、沼田の魅力をSNSにより発信、また、はいからさんが通るのアニメ声優による魅力発信をはじめ、インスタのスポットとしてPRを行っているところである。

観光交流課においては、昨年度実施したデジタルスタンプラリーや真田まつりにおいて、 生方記念文庫をチェックポイントに設定し、誘客を図ったほか、観光雑誌やパンフレット 等へ観光スポットとして掲載するなど、現在計画事業を進める都市計画課や文化財施設管 理セクションとの連携を図った観光活用を実施している。

観光交流課からは以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。まず報告事項、玉原ラベンダーパーク祈願祭について委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。

よろしいか。(「なし」と呼ぶ者あり)

続いて、調査事項報告、上之町歴史的建造物群の観光活用について。井上委員。

○井上委員 もらった資料で大正ロマンのまちづくりというものがあると思うが、こちらの問合わせ先が、都市計画課街なか対策室と文化財保護課となっている。最終的には、整備が終了して活用していくとなった時、観光利用を考えると、ちょっとこの2課では違うのかな、という気がしてくるが、最終的には、観光活用を考えて観光交流課で活用方法を考えていくというような考えなのか。それとも街なかの整備でやったものなので、都市計画課で今後も管理していくのか、考え方がもし決まっているのであればお聞きしたい。○観光交流課長 今後どういうふうな管理をしていくのかが決まっているのか、というところであるが、今現在、都市計画課と文化財保護課において連携を取って、観光誘客やにぎわいを持たせるための施設として整備を進めている状況である。今現在も大正ロマンエリアがあるということで、周知をしているわけであるが、これが出来上がって、最後は、管理は変わらないと思うが、十分利活用して観光誘客につなげていきたいと考えている。○井上委員 まず、まるっと周遊ということで観光のためにアピールをしているけれど、問合わせ先は都市計画課と文化財保護課、みたいなところが今の沼田の現状だと思う。観光活用を考えれば、やはりしっかりと観光交流課で音頭を取って、管理はこの2課がやる

としても、問合わせ先で受け付けて、担当課に提案していくという形でないと難しいと思

うので、その辺今後しっかり検討していただきたいと思うが、いかがか。

○観光交流課長 根本的な部分については、都市計画課と文化財保護課で、保護と建設という形ではあるが、今現在、観光協会も含め、観光交流課も含め、イベント等の事業をやる際には、こういうふうな形がいいというような話で連携を取らせてもらいながら、意見交換しながら、進めている状況で、こういったものが使いやすいというような、意見交換であるが、させていただいて事業を進めているというところである。

○委員長 ほかに。井之川委員。

○井之川委員 久米邸の移築が終われば、このエリアは完成というか、この写真だけ見れ ば、かなり雰囲気が出ているな、と感じているが、実際に観光客が来ているかというと、 まだそういうふうにはなっていないと思う。先ほどの井上委員と同じようになるが、観光 協会がやるということになれば、先ほどの玉原ではないが、ラベンダーがあって、ソフト クリームがあって、犬がいると。それで家族がいる写真がある。行ってみたいなあと、見 た感じがそうなると思うが、どこの観光地へ行っても、ここを売り出したいという場所に、 アイスクリームの屋台があったり、そういうお客を呼ぶような、本当に観光地だという雰 囲気があるが、まだまだ、ただ建物があるだけで、この前やっと柳波まつりでコンサート をやっていたが、毎日ああいうことがやられているような、やはり観光地というのはそう いう場所だと思う。それをやるのはどこがやるのかというと、観光交流課が考えなければ ならない。建物の管理と、どういう道路を作るかとか、設備をどうするかと考える部門が やっていたのでは、やはり観光地としていい雰囲気を作り出すということは困難ではない かと思う。そういう点では、観光交流課のほうでどんどん前に出て行って、やる必要があ ると思うが、観光交流課の方針というか、今、これからの方針ははっきりしていないとい う話であったが、観光交流課としては、それではここへ年間5万人お客を呼ぼうとか、そ ういった目標を立てて、そのためにどうするかというプロジェクトとかそういうことを考 えていく必要があると思うが、そういう観光交流課としてのしっかりした方針みたいなも のを今持っているのか、確認をさせてもらいたい。

○観光交流課長 大正ロマンエリアについての観光の方針ということであるが、今現在、はっきりしたものは持っていないが、市として、ここは観光のポイントということで、こちらを含め、市内の先ほど言われた玉原であるとか、老神であるとか、周遊の1拠点ということで、現在売り込みをしている状況である。今後、文化財の素晴らしい施設もできるという部分、また、大正ロマンの雰囲気が味わえるエリアという部分も表に出して、誘客を図っていきたいと考えている。観光交流課だけでできる話ではないと思っている。こちらにある商店街を含め、持続可能なPRができるように地元の方の努力も必要ではないかという考えを現在持っているところである。うまくここが一つの観光拠点となるように、市の方もPR、あとは関係課と一緒に進めていければと考えている。

○井之川委員 全体で力を合わせてやっていくのは当然のことであるが、バスが停まって、街なかをいろいろな人たちが周遊しているという時があったが、またコロナが収束してきたので、そういうことをまた始めるということであるが、バスが駐車場に停まって、降りて、このエリアのほうに人が行くかどうかというのが、私が歩いているところを見た時に、あまり行かない。大体下之町の方に下りていく。ぐるっと商店街を、資料館に行くのか、沼田公園に行くのか分からないが、一同、下の方に下りていく。建物があるだけで、そこがにぎわっているところだと、ちょっと行ってみたいというような雰囲気はまだない。各

所の観光地では、議会の委員会でいろいろそういう点では視察をしたこともあるが、そんなにすごいものがどこもあるのではなくて、人がいっぱいいて、いろいろなおいしいものを食べさせるお店があったりして、そういう、街が生き生きとしている感じである。そういうのはやはり、観光交流課が目標を持って、いろいろ手立てを取っていくと。観光交流課だけでやるというわけではない。観光交流課がイニシアチブを取って、いろいろなアイデアを地域の人からも吸い上げたり、そういう取組をしていくと。それでこの前も本会議で言ったが、お祭りの時は結構集まる。歩行者天国にすればあれだけのお客さんが歩いてくれる。そういう集客力は持っている街なので、それを、今回の大正ロマンとかを生かして、来れば楽しい、そういう街にしていく必要があると思う。課長が今一つの方向を語ってくれたが、売り出すために皆の知恵を集める、今そういうプロジェクトというか、組織とか会議とか、今やられていることはないのか。

○観光交流課長 こちらの活性化についての全体での会議というものは特に銘打ってやってはいないが、都市計画課においては街なかの商店街等と打合せをしているという部分もあるし、文化財の進捗状況の報告をしたりしている。また、都市計画課とも今般、話をさせていただいて、こちらを売り出すイベントを、簡単なものであるが人の目を引くようなものも仕掛けていきたいというような打合せは少し始めたところである。基本的には、継続的にこちらに人に来ていただくということについては、地元なり各営業をかけられる状況を作るとか、営業を続けていただくような方がいないと継続はできないと考えているので、地域の方にも御協力、お話をしていきたいと考えている。

〇井之川委員 街なか再生の会であるとか、活性化会議とか、そういうのをやられているのは十分承知している。先ほど言ったこのエリアは、久米邸が決まって、これが最後になると思う。ということで、もう整備みたいなものは大体、図面を見てこう整備されると方向が決まっているから、整備されたところにどう命を吹き込んでいくかということである。そういう点ではぜひ観光交流課がイニシアチブを取って、どう観光客を引き寄せるかというような、そういう組織なり、プロジェクトなり、そういうことをぜひ行ってほしいな、というふうに最後に要望したいと思う。課長の考えを最後にお聞かせ願いたいと思う。

○観光交流課長 今ここでは、作る作らないというお話はちょっとできないが、多くの方に沼田に来ていただいて、市内で消費をしていただきたいという思いはある。そういった検討をしていければと思っている。

○委員長 ほかに。大島委員。

○大島委員 大正ロマンのまちづくり、先ほど井之川委員が、いろいろ考えてもらえれば活性化になるのではないかと質問をしていたが、今、日本に1台か2台しかないボールドウィン、根利にある。昔の森林鉄軌道。まして沼田は森林文化都市と言っている。それで大正ロマンの、5つか、あるのか建物が。こんなものはどこに行っても1か所に結構ある。それに匹敵するならばやはりボールドウィンが、ほかにはないのだから。そういうのを持ってきて、森林文化と絡めてやらないと。そうすれば人は、また、そういうのがあるのか、と。せっかくああいう眠っているものを、みんなが今ボールドウィンの会を作って広報したり、いろいろ考えている。あれを本当は市内に持ってきて。そうすれば一つまたポイントになる。そういう考えがあるかどうか。

○観光交流課長 確かにボールドウィン号は魅力的なものであるが、今すぐというような

お話は、現在考えていない。ただ、やっとボールドウィン号の会が、今度根利でイベントを行うということも聞いているので、そちらで、こんな提案もある、というのを話したいと思う。ただ、ボールドウィン号設置については、かなり莫大な金額がかかるものだと言うことは承知している。

○大島委員 莫大な金額がかかるというが、まちづくりをするにはそのくらいの考えがないと。バスだって、昔のボンネットの形のバスがある。普通のものではなく。そういうものを周回で回すとか。

やはり、ボールドウィン、本当にあの根利の森林で活躍したというのは分かるが、それをあそこに置いておかないで、やはり市街地に持ってきて、一つの観光のスポットとすれば、集客にも繋がるのではないかなと。

せっかくこれだけできて、最初、貯蓄銀行を引っ張ってきて、何をするのかと思ったら、だんだん大正ロマンのまちづくりになったが、これはこれで確かに一つの沼田の観光スポットになるが、もう一つこのボールドウィンが必要だと思うし、最後は沼田城ができれば、課長も悩まないで、もうお客が来てしようがない、忙しい、となると思うから、そのくらいの考えでいないと。今まだそこまで考えていません、ではなくて、そういうことを発信していかないと前には進まないから。夢でも何でもいい、そのくらいの気持ちでいないと街は発展しないと思うので、そういう気持ちでやっていただければありがたいと思うのでよろしくお願いする。部長から答弁を聞きたいのだけれど。

○経済部長 こちらの大正ロマンのまちづくりというところで、ここの施設については、 以前から沼田は観光の柱として、歴史・食・自然というこの3本が売りになる柱なのだろうな、というところでずっとやってきているわけであるが、その中でもこの街なかの観光については、沼田公園から出てテラス沼田の角を曲がって上之町までのこのL字のラインを、街なかの観光の中心と考えて、今までいろいろやってきているので、ここで大正ロマンの施設がほぼ、上之町の方は出そろったので、歴史資料館もこのテラス沼田にできたと、それで今、公園の長期整備構想も含めて沼田公園の発掘も佳境に来ているというところにあるので、このL字ラインの沼田の歴史、このL字の外にもお寺、正覚寺であるとか、いろいろ歴史に興味のある方には事欠かないと思うので、その辺を前面に押し出して、せっかく、これだけの大枚を使って作った上之町大正ロマン群であるので、どうにかお客さんを呼んで、街の活性化につなげられるように観光担当も努力してまいるので、その辺を御理解いただいて、議員各位にも御協力いただければとうふうに感じている。

○大島委員 今、部長の答弁で分かった。沼田市全体を、そういう意味で作っていこうということであるから、ぜひ今後街なかを再生するに当たって、森林文化都市と言っているのだから、当時活躍したボールドウィンを市街地の中に置いておいた方が活性化に繋がると思ったので言った。その点、そういうものも行く行く考えながら、考えていない、ではなくて、今から発信するような気持ちでやっていただければありがたいなと思うので、よろしくお願いする。答弁は不要である。

- ○委員長 ほかに。それではちょっと。
- ○副委員長 委員長。
- ○委員長 先ほど井之川委員からもあったように、この大正ロマンのところ、ソフトクリ

ームとか食べ物があった方がにぎやかになるのではないかということで、先週の12日であったか、バスが16台、確か入ったと思う。そういう形でお客さんは結構来ているので、そこは産業振興の方と連携して、物産であったり地場産であったり、そういう人で、今週はバスが何台来る、では誰か店を出さないか、という連携を取ってやれば、少しはにぎやかになるのではないかと思うので、その辺、産業振興課と連携を取ってやっていただければありがたいと思うが、その辺のお考えは。

○観光交流課長 先日、沼田市観光協会の理事会が開かれた。そこでもその話題が出て、 ぜひ、今日何台バスが来るのだと、というのは今現在、各商店街のほうには、お店にはす べてファクスで流しているわけであるが、そちらも今度は物産振興会等には情報提供する ということで意思確認ができているので、そちら情報提供は進めていきたいと思う。

○委員長 ボールドウィンはお金が大きくかかるが、そういったことはお金がかからないので、そういったできることから始めてもらって、ぜひ産業振興の方の物産・地場産の方でもそういう情報を流して、出店したいという方には、ぜひ出てもらってにぎやかにしていただければと思う。答弁は結構であるので、よろしくお願いする。

○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で観光交流課を終了する。

以上で、経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) なければ、そのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

※経済部各課の意見交換・調査事項の検討は、都市建設部の所管・調査事項報告の終了 後、都市建設部と一緒にまとめて行うこととなった。

#### (3)都市建設部各課の所管・調査事項報告

- ア 都市計画課
  - · 所管 · 調查事項報告
- ○委員長 引き続き、都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

(当局入室)

○委員長 それでは、次第の3、(4)都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。最初に、都市計画課の所管に係る事項について報告をお願いする。都市計画課長。 ○都市計画課長 それでは、都市計画課所管調査事項について報告する。まず、1大規模土地開発事業に係る構想書についてであるが、県がホームページ等で公表している大規模土地開発事業の手続としては、初めに事業者が開発構想書を提示し、市町村が受け入れ可能と判断した場合に限り、県との協議が進められていくこととなっているが、今回の案件については、構想書の提出はなかった。群馬県に確認したところ、群馬県大規模土地開発 事業に関する指導要領の中で、廃棄物処理施設の設置手続きを実施する事業については、市への構想書の提示手続きは、適用除外とされているとのことである。これは、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の中で、まず施設設置等の事前協議の公告、協議書の縦覧、事業者による地元説明会等が行われ、周辺地域住民等の声を聞き、意見書提出の機会が用意されていること、廃棄物処理施設等の事前協議の中で地元の合意を得ることになっているため、とのことであった。資料1ページから3ページ、こちらは、構想書ではないが、4月27日に行われた現地調査の際に事業者が配った事業概要である。参考に付けさせていただいた。

次に、土地区画整理事業に係る3街区の進捗状況についてであるが、現在、3街区においては、商和通りの拡幅工事と区画道路の新設工事を進めているところである。同時施工として、上水道、下水道管の敷設工事を行っており、地権者の住宅再建が円滑に進むように努めているところである。なお、現在も建物が1棟残っているが、この建物を含む従前建物については、地権者の移転承諾を得ており、建物4棟のうち3棟については、地権者自ら、補償金により移転したが、車庫併用住宅である1棟については、最終的に本人の移転スケジュールと折り合わず、現在も調整を続けているところである。引き続き、早期移転完了に向けて、努力をしてまいりたいと考えている。4ページは、2月の委員会でもお配りしているが、3街区の仮換地重ね図で、着色部分が道路工事の範囲となる。説明は以上である。

○委員長 調査事項の説明が終わった。最初に、大規模土地開発事業に係る構想書について委員の皆さんより質疑を受けたいと思う。井之川委員。

○井之川委員 構想書の関係は今の課長の説明で分かった。しかし、構想書はこういう理由で出さなくてよい、と言われたので分かったが、市として大規模開発に対して、構想書が出て、それに対して市がOKであるということがなければ進まないという説明で合っているわけだ。それで今、構想書は出さなくても、事前協議は処分場の場合はやられているからいいのだということであるが、市がいいか悪いか判断する権限まで省略ということなのか。

○都市計画課長 廃棄物処理施設の事前協議の中で、市長の意見を聞いているということで、間に合っているというのが理解である。

〇井之川委員 市長の意見は聞いているわけだ。廃棄物の処理場の関係で、市長が意見を出して。けれども市長の意見は、この前の一般質問でも聞いたが、いいとか悪いとかというものではない。意見であるから。いろいろこういう問題もある、こういうのもある、地元のこともこういうふうに考えてくださいとか、そういう意見が出たと聞いている。開発自体は市がOKであるとか、そういうことを意見として上げているわけではない。この大規模開発は、構想書は元々、事前に地元説明会をやったり、意見が出されるということも全部あって、市長の意見も出ているから、構想書自体は出さないと今言われたのは分かった。だけれども、大規模開発をやってもいいよ、という市の意見まで、処分場の時の事前協議で市長が意見を上げているからそれも省略だと。と言うように聞こえる。そこがそれでいいのか。大規模開発は大規模開発であるから。処分場の関係は、市長が、反対だ、という意見を上げているわけではないが、いろいろ処分場を作るに当たってはこういう点も考慮してくださいよ、とか、地元の意見の内容も取り上げて県に上げていると思うが、や

ってもいいとか悪いとかいうことを、まあ言ってもいいのだけれども、そういうふうに言うような意見ではないと思う。処分場の関係は。市長が。だから今回は大規模開発で市が、いいか悪いかはっきりする。いいのか悪いのかということをきちんと。市がいいと言わなければやらないよ、というふうに大規模開発は書いてあるので、それまで処分場の場合はもう、事前協議をやっているのであれば、その逆であるよと。こういうふうに。そこまで言っているのかね。だからちょっとよく分からない。最後のところが。そういうところが、きちんと決まっているとおりに。まあ書類であるとかそういうものは省略してもいいけれども、市のきちんとした態度みたいなものは省略しないで、市はOKか、駄目かと。こういうことははっきり言うと。OKはOKと言ったならいいが、そういうことを県が聞かないで大規模開発を進めてしまう、という感じは答弁からも取れるので、その辺ははっきり聞きたいわけである。

○都市計画課長 市が、作っていい悪いの判断を県から求められていないということがまず1点だと思う。というのは、先ほども申し上げたが、廃棄物の手続の中で、住民の意見を聞いている。当然市長にも意見を聞いているわけであるが、その中で、可否ではないが、意見を聞いて、進めることがいいのだという判断を群馬県はしているのであると理解している。そうでなければ当然大規模開発の受理もしていないわけであるから、そういう理解をして、市のほうに今の、大規模開発のほうの市長の意見の聴取の手続まで進んできた、そういう理解である。

○委員長 部長の方で補足でもあれば。都市建設部長。

○都市建設部長 先ほどやはり手続の考え方で、前段として、今回の事業が産業廃棄物処理施設ということであるので、その前段の手続の中で、住民意見だとか、市長意見というような聴取をされているということで、構想書の提出等の省きがあった、ということであるが、それらがすべて整った上で、大規模開発の申請の受理ということで、今回都市計画のほうの所管に関わってきたということである。既にこの事業に対しての意見聴取は済んでいるという前段の元に、開発行為の審査という形で市としての、事業ではなくその行為、それに対する意見を今聴取して、県のほうに返信をするというような状況になっているということである。

〇井之川委員 当局の考え方はよく分かった。処分場の問題はいろいろ住民にとって心配があるわけだが、大きな開発の点では心配がないのかということになると、やはりそれは都市計画課に来るというのは、大規模開発、非常に大きな面積の開発をすると。工事のやり方を含めて、もう地形が変わってしまうということだから、その処分場がいろいろな影響があるとか、ごみを運ぶダンプカーが何台も通るとか、そういう環境にいいとか悪いとかいうだけでなくて、こういう里山の地域を、大きな面積で地形を変えるというのは大規模開発なので、やはり都市計画のほう、建設の関係のほうの意見として、しっかり言える場所が必要だというふうに考えるわけなので、県の状況、何となく忖度して、文句は言っていないという感じなのだろうけれど、やはり、今回ここまで来てしまったわけだが、大規模開発の面でも、県のほうでこれから審議会を作ってやるわけなのだけれど、そういうところもしっかり見ていただいたり、やはり現場を、こんなに広大な地域を、地形を変えるような工事が行われるので、そういう点での、例えば地震が来たときは大丈夫なのかとか、そういう面でもあるし、そういう点で都市開発の

ほうの立場としてしっかり、これからも現場を監視したり、業者との連絡を取っていただいて、心配のないようにしていただきたいと考えるわけだが、最後にその点についてお伺いしたい。

○都市建設部長 確かに先ほど、廃棄物の処理のほうの前段で済んでるからいいと、受け 取れる言い方をしたかもしれないが、今回大規模開発ということで申請が来て、市の意見 を聞かれているわけなので、ほかの大規模開発と同じように、道路構造だとか、文化財に 対する影響だとか、農地の問題だとか、そういったものもすべて関係部署全部に声を聞い て、そういったところを網羅した上で、県に再度、意見を申し述べるという形にしていき たいと思っている。

- ○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ、次に、土地区画整理事業に係る3街区の進捗状況について。
- ○中村委員 1点確認であるが、1軒あそこに残っているところについては、交渉が成立 しているという考えでよろしいのか。交渉は成立して、移転スケジュールだけが協議が整 わずにあそこに残っているという認識でいいのか。確認させていただきたい。
- ○都市計画課長 まず、本人とは一度、全棟を移転するということで承諾書をいただいている。本人のスケジュールというのが、契約自体は令和3年の3月だったのだが、とりあえず3棟を壊してそこに新しい家を再建して、その間、家財道具を車庫のほうにしまっておいて、建てたらこれを移して壊す、というのを今年の3月までにする、というのが最初の約束であったが、ウッドショックだとかそういう関係もあるのか、再建のほうが大分遅れていて、今のその1棟が残っているという状態である。本人には移転の意思はある。ただし、まだ建てていないから壊せない、という状況である。
- ○中村委員 了解した。
- ○委員長 ほかに。井之川委員。
- 〇井之川委員 今現場を見ると、道路の整備を先にやってという感じがする。120号側から見ると、今回、壊したところの東半分くらい、花壇みたいになっている。その西側は普通に何もしていない。これは、道路が完成すれば、建物の建設が始まると考えていいのか。ちょっとこの空き地のまま長い間、置かれるのではないかと心配になるが、その辺の状況を教えていただきたいと思う。
- ○都市計画課長 まず最初の、花が植えられているところというのが、先ほどの、残っている1軒の方の再建の区画である。建物を建てる前段で、周囲に石を並べたり、花を植えたり、というのをご本人がやっているという状態である。それから西側については、また別の所有者の方であるが、建物以外の利活用を今模索していると伺っている。
- ○井之川委員 あの花壇は、今残っている人の関係の花壇と聞こえたが、そういうことか。よく分からない。道路を整備しているのはよく分かるが、終わった後、空き地になっているところは……。西側のところは今、建物以外という話があったが、それではそこ以外は……。普通はね、土地区画整理といえば、こう曳家で移動してきて、建物は必ず付いてくるものだが、沼田の場合は壊して再建をするということになっているのでよく分からないが、普通は建物を持ってきて換地のところへ持ってくる、というのが普通の土地区画整理事業なのだが……。だからそういうふうに考えると、壊したけれども、すぐこの中の道路が整備されれば、土地を持っている方はそこに、お店か何か分からないが、建物を再建す

ると。そういうふうに感じるが、そういう計画にはなってないということなのか。

- ○都市計画課長 先ほどの再建途中の、外構だけ先に始めた区画の方については、そこに住所をお持ちで住んでいる方であるが、ほかの地権者の方は、そこに元々住宅はなくて、それ以外に既に自宅を持っていて、商業利用というか、そういうところに活用するために模索をしているところなのかな、と感じている。
- ○井之川委員 街なかを再生するとか、その基盤として土地区画整理事業をやっているわけであるが、なかなか本町通り、今回壊したところも、上之町みたいにぱっと何か再生するという期待ができない感じがする。空き地のまま長い間置かれるという可能性もあるのか。ちょっとその辺正直に教えてもらいたいのだが。
- ○都市計画課長 個人の敷地であるので、それをどのように活用していくかというのは最終的には所有者の方の考えなのかなと思う。ただし、ああいう一等地であるので、どの所有者も少しでもいい利活用を考えて行くべきであると思うし、本人も考えていると思う。
- ○委員長 何か部長のほうから補足があれば。
- ○都市建設部長 区画整理事業ということで、大きな金額を投じて、道路、公共施設用地を編み出して、そういった区画道路等を整備して、土地の価値を上げるというのが区画整理事業の目的である。それとともに、商店の再生という考え方で、新たな区画の中で商店街を作り上げるというのも、もう一つの目的として、両輪として動いてきたところである。実際にその建物を建てるというものは、個人の権利があり、いろいろな会議等で進めているところではあるが、最終的にはそこのところが、いかに考えるか、と残ってしまうというところが課題となっている部分である。
- ○委員長 ほかに。井上委員。
- ○井上委員 今1軒残っている家が、用途は分からないが、その角のところに移転してくるということで間違いないか。課長が言われていたのは。角というか、花壇になっているような土地に移転してくるというような説明だと思ったが。120号沿いの上之町の信号の角で大丈夫か。
- 〇都市計画課長 実際には角から 2 軒目になる。重ね図で見ると、841-1 と小さく地番が振ってある、この辺に今の方が再建をするという予定である。
- 〇井上委員 その再建予定というのは、一般住宅が建つ予定なのか。それとも何か、店舗 として利用予定なのか、もし分かれば聞きたい。
- ○都市計画課長 聞いている話では、一般住宅を建てるが、国道側ではなくて、中道側というか、奥。それで国道側は、貸し駐車場みたいな形で活用したいとそんなことを聞いている。
- ○井上委員 部長が言われていたとおり、用途は個人のところなのでなかなか制限はできないという話であるが、上之町でもやはり、通り沿いは店舗にしてほしいけれど一般住宅が建ってしまって、ということが問題になっていたところもあるが、そういうのは、制限したり、用途をこういうふうにしてくれ、というのは市側から言うことは、やはりできないということなのか。
- ○都市計画課長 当然、話し合いの中ではそういう運用をしているが、規制をするという ところまでは、そういう権限は持っていない。
- ○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ以上で都市計画課を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいが、これについてはよろしいか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

休憩する。

午後0時22分~0時24分

### (4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

- ○委員長 会議を再開する。それでは、次回の調査事項の検討と意見交換に入る。まずは 経済部から、何か皆さんのほうからあれば。井之川委員。
- 〇井之川委員 本会議でいろいろ質問して、2億3,419万5,000円の交付金が、やりますよというのが出ていると。これに対していろいろなことを言っていたが、関係する部署が本当に、来月あたり産業であれば中小事業者とか、そういうところに、こういう支援をしますとか、農林だったら農業の燃油だとか、こういうふうに援助したい、ということを検討しているとか。そういう、やるといっているのであれば、ぜひ委員会で事前に聞かせてもらいたいな、と思う。多分9月頃申請するのではないかと思う。7月頃から考えて。そういうふうに出せば、それぞれの担当の部署で、それなりの……。出してくれればいいと思う。
- ○委員長 そうすれば、交付金の使い道について、各課であれば出してもらうと。
- 〇井上委員 使い道の検討状況みたいな方が。使い道というとまだ決まっていないと言われる。
- ○井之川委員 そうか。検討状況だな。
- ○井上委員 まだ決まっていないから言えない、で終わってしまうので、どういうことを 検討しているのかを聞いてもらえれば。
- ○井之川委員 そうすれば、ほとんどの課が通告はできる。
- ○井上委員 経済部は皆該当するか。農林、観光交流、産業振興。
- ○委員長 そう、経済部は全部か。
- ○井之川委員 tengooだけに使う、というのでは、何の知恵もない。一番楽だ。ほかの市なんかは、燃油であるとか、福祉灯油に使っている。沼田市だけだ。やらなかったのは。
- ○委員長 ではよろしいか。ほかに。副委員長。
- ○副委員長 新規事業くらいは、初めに教えてもらえないかというのがある。何も知らされないで本会議で言われても、何もこちらも検討する余地がない。できれば新市長はやはり、市民に対しても議会に対しても……。
- ○井上委員 調査事項ではなくて要望として届けてもらうか。
- ○大島委員 調査ではない。要望だ。
- ○井之川委員 もう委員協議会でなくなったら、補正予算なんかも全然出さなくなった。

だから、こちらで聞けばよい。7月でなくて8月ごろ、9月議会にどういう補正予算を考えているのかと。

- ○委員長 補正予算を組む予定があったら。
- 〇井之川委員 そういうふうに、こちらが言えるようになったのだから。9月議会にどういう議案を出そうとしているのかと。聞けばいい。聞かなければ言わない。
- ○副委員長 そうだ。
- 〇井上委員 それは、事前審査は大丈夫か。
- ○事務局長 委員長。
- ○委員長 はい。
- ○事務局長 本当に詳細なことまではおそらく述べられないと思うが、概要というような 形で、こんな形であればというのは、示せるのではないかと思う。
- ○委員長 まあ言えないことであれば休憩すればいい。
- 〇井之川委員 前だって金額は言わなかった。いくら、というのは。こういう事業の内容 だけ。
- ○事務局長 まあ、当局側は委員協議会だから言えること、常任委員会だから言えること みたいな感覚を持っているので、詳細までは難しいが、構想している的なことは言えるのではないかと思う。
- ○委員長 そういうときは休憩を取る。
- ○大島委員 休憩したって言わない。
- 〇井之川委員 傍聴者が入れるから。常任委員会だと。議員だけでなく。もし市民が入っていれば市民に聞かれてしまうというのがある。
- ○事務局長 可決される前に伝わってしまって、もう決まったのだ、みたいな形になって くるのが、問題だということから、公表しないようにしているのだと思う。
- 〇井之川委員 議員はそういう様子が分かっているが。その辺を工夫してやってもらえれば。
- ○委員長 8月には経済部と都市建設部とそのような感じで出しておいて……。7月、次の委員会か。出しておいて、8月の委員会で言ってもらう。

ほかに。井上委員。

- ○井上委員 今年度が、観光基本計画の見直し年度になっていると思う。平成29年度から5か年で。その検討状況とか進捗状況とかを聞きたいと思うが、まだちょっと早いか。 今年度が見直しになっているのに、7月に聞くのでは。
- ○委員長 いいのではないか。とりあえず聞いておいてまだ出ていなければ次に聞けばよい。
- ○中村委員 どういう予定でやっていくのかを。
- ○井上委員 そうすれば、沼田市の観光基本計画の見直しの進捗状況について。
- ○中村委員 タイムスケジュールについて、と聞けば、こんな感じで進めたい、というように。
- ○委員長 そうか。タイムスケジュールについて。見直しの年だと思うが、そのタイムスケジュールはどのようになっているか。

ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいか。また気がついたことがあればお願いする。

## (5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

- ○委員長 続いて、都市建設部については。
- ○大島委員 都市建設部は、街なかをもう少し説明してくれなくては困る。計画を。また 住宅が一番前に来て。鳩小屋でも建てるか知らないが。
- 〇井之川委員 何を言っているか分からない。花壇のところは、今ある家の人が移転する 予定である、という感じで……。
- ○大島委員 はっきりしない。それは応じたかしれないが、それはその時の話し合いで… …。
- ○井上委員 でも承諾をしたと言っていた。
- ○委員長 新しい家を建ったら出て行くということだ。要は。
- ○井之川委員をまだやの前の、南のほうも大分壊したね。壊してどうなるのか。
- ○大島委員 そういうの少しは、全体像というか。ある程度ここまで来たら、半分済んだのだから……。
- ○委員長 では毎回、街なかの進捗状況を聞くか。
- ○井之川委員 こんなのではよく分からないから。換地状況みたいなものを。ここはAさんの換地であるとか。何が予定されているとか、そういうのをちゃんと出してもらいたい。
- ○大島委員 中心市街地活性化事業というが、全然活性化になっていない。みんな住宅になってしまって。最後。
- ○委員長 これ、村部の人が聞いたら、街なかにこんなに税金を投入して、村部の人は怒ってしまう。同じ市民なのに。借金が。街なか整理事業だ。

ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

また気がついたことがあったらよろしくお願いする。

それでは調査事項についてまとめ、確認をする。事務局。

- ○事務局 調査事項について確認させていただく。経済部の所管に関することについては、 1点目、固有名詞については精査させていただくが、緊急経済対策交付金の各課における 使い道の検討状況について、でよろしいか。
- ○井之川委員 はい。
- ○事務局 2点目、沼田市観光基本計画の見直しのタイムスケジュールについて、でよろしいか。
- ○委員長 はい。
- 〇井上委員 今年度にどんなタイムスケジュールであるか。それに応じてまた調査させて いただきたいと思う。
- ○事務局 それでは、以上の内容で当局へ通告させていただき、担当課から説明をしてい ただきたいと思う。

続いて、都市建設部についてであるが、1点目、土地区画整理事業に係る進捗状況について、というと大まかになってしまうが……。

○井之川委員 進捗状況というか、換地。どういう換地で、換地されたところにどういう 建物が建つかというのが分かれば。

- ○大島委員 全体図だ。残りのこっち。
- ○井之川委員やっているところの全体図だ。残っているところは。
- ○委員長 通告は進捗状況でもよいが、細かいところをそういうふうに出してほしいと当 局のほうに。
- ○井之川委員 終わったところはいい。終わったところは仕方ない。今、建物を壊して更地になっているところの換地状況だ。どうなっているか。それで換地したところにどういう計画がされているか。
- ○中村委員 都市建設部だって交付金の使い道は聞いてもいい。
- ○大島委員 それはそうだ。関連している。
- ○委員長 ではそれも一緒に。
- ○事務局 確認であるが、交付金の都市建設部各課における使い道の検討状況について、 土地区画整理事業の進捗状況について、換地の全体図……。
- ○大島委員 今後ね。今後の換地。
- ○事務局 土地区画整理事業の進捗状況について、今後の換地の全体図、ということでよろしいか。
- ○井之川委員 それと、建物計画だ。
- ○事務局 土地区画整理事業の進捗状況について、今後の換地の全体図・建物計画。以上 の内容で当局へ通告させていただき、担当課から説明をしていただくのでよろしいか。御 確認をお願いする。
- ○井之川委員 はい。換地の上にどんな建物が建つか。
- ○委員長 それでよいか。(「はい」と呼ぶ者あり)

また何かあれば言っていただいて。

ほかに、委員の皆さんから何かあるか。 (「なし」と呼ぶ者あり) なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。